

平成 25 年 9 月 19 日（木）

於・特許庁庁舎 16 階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会
第 2 回弁理士制度小委員会
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成 25 年 9 月 19 日（木） 14：30～16：30
2. 場 所： 特許庁 16 階 特別会議室
3. 出席委員： 野間口分科会長、飯田委員、井上委員、城山氏（市毛委員代理）、河野委員、小島委員、櫻井委員、高倉委員、中澤氏（長澤委員代理）、野坂委員、古谷委員、南委員、八木委員
4. 議 題： 開会
弁理士制度に関する各団体等の意見について
閉会

・ 開 会

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第2回弁理士制度小委員会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、相澤委員長が米国出張中のため御欠席でございます。そのため、議事進行役につきましては、相澤委員長からあらかじめ井上委員を御指名いただいております。

また、本日は蘆立委員が所用のため御欠席でございます。そして、市毛委員の代理として城山康文日本弁護士連合会日弁連知的財産センター事務局次長に御出席いただいております。また、長澤委員の代理として中澤俊彦キヤノン株式会社理事、知的財産法務本部副本部長に御出席いただいております。

それでは、井上委員から一言御挨拶をお願いいたします。

○井上委員 一橋大学国際企業戦略研究科の井上でございます。初回、欠席させていただきました失礼いたしました。また、本日は議事進行の大役を仰せつかりました。私は、平成12年以降、平成19年までの弁理士制度の改正には直接関与しておりませんので、必ずしも詳細に状況を把握しておりませんが、所属が大学である意味では利害関係がなく中立的な立場ということもございますので、大変僭越ではございますが、本日、議事進行役を務めさせていただきます。

知財をめぐる環境も昨今大きく変化しておりますので、弁理士制度の在り方、それから弁理士のこれからの活動の在り方についてこの時期に見直すというのは非常に重要なことだと考えております。本日はよろしくをお願いいたします。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、以降の議事進行につきましては井上委員をお願いいたします。よろしく御願いたします。

○井上委員 それでは議事を進めてまいります。

本日の議題について御紹介させていただきます。本日の議題は、弁理士制度に関する各団体等の意見についてでございます。事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは配布資料の確認をさせていただきます。お手元でございます配布資料一覧に従って、御紹介いたします。

座席表、それから議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1といたしまして「弁理士への期待」ということで、日本知的財産協会のクレジットで出していただいている河野委員からの資料、それから、資料2といたしまして櫻井委員から出していただいております「弁理士制度に関する中小企業の意見」、それから、資料3は日本弁理士会のクレジットで出していただいている「弁理士制度の見直しについて」でございまして、古谷委員、小島委員から後ほど御紹介のある資料でございます。それから、資料3の参考資料1といたしまして「研修の現状」という資料、資料3の参考資料2といたしまして「各国の弁理士団体との交流における研修について」という資料でございます。以上の5点でございますが、不足等はございませんでしょうか。

なお、議事次第・配布資料一覧には記載がございませんが、城山委員代理から、後ほどの御発言に当たってあらかじめ資料の提出がございましたので、皆様の席上に配布しております。「日本弁護士連合会意見書からの抜粋」という資料でございます。

それともう一つ、第1回の議事要旨も配布させていただいておりますので、よろしくお願いたします。こちらは既に特許庁のホームページにアップロードさせていただいております。具体的な議事録につきましては、現在委員の方々に御確認いただいている最中でございますので、御確認でき次第ホームページにアップしたいと考えております。

もう1点お願いがございまして、御発言をなさる際には、お手元のマイクのスイッチをお入れいただきまして、マイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

・弁理士制度に関する各団体等の意見について

○井上委員 それでは議題に入りたいと思います。

本日の議題は、弁理士制度に関する各団体等の意見についてでございます。資料1は、御紹介いただきましたように日本知的財産協会の河野委員、資料2は東京ブラインド工業株式会社の櫻井委員、資料3は日本弁理士会に御用意いただきました。

説明の順番でございますが、最初にユーザーの立場から河野委員、そして櫻井委員から御説明いただき、そこで一旦自由討議を行いたいと存じます。その後、日本弁理士会から御説明いただき、再び自由討議を行う形で議事を進めてまいります。

それでは、河野委員、御説明をお願いいたします。

○河野委員 日本知的財産協会の河野でございます。それでは、今お話がありましたようにユーザーの立場ということでお話をさせていただきます。

お手元に資料が配られていますので御覧ください。まず表紙をめくっていただいて、知財を取り巻く環境変化でございます。グローバル市場において事業を展開、特に成長地域（アジア新興国等）での事業推進が日本企業の課題であります、まさに日々、感じていることです。欧米先進諸国あるいは新興国との競争の中で優位性を確保することが重要であり、そして、グローバル市場で受け入れられる価値（単純な技術的優位性ではない）の創出が重要です。これは本当に肌身に感じていることです。日本の技術は優れていますが、日本の持っているものは何か、提供できる価値は何か、これは知財を論じるときに非常に重要なことになってきます。日本の企業が、顧客からみた価値に気がつかないというか、恐らくそういうことが非常に多くて、グローバル市場に持っていったときに顧客が期待したほどの対価を払ってくれない、ということになってしまうのではないのでしょうか。

皆さんはよく御存じなのですが、グローバル市場で必要とされているものは日本とは必ずしも同じではない。我々は開発した製品について技術の優位性を示すのですが、ユーザーの価値とのミスマッチのせいで、何でもない他社品が採用されたりすることがあります。最終的には産業がもたらすものは人々の生活ですから、その国の人々に本当に何が求められているのか、彼らに対価を払うのは彼らにとって価値あるものですから、我々はよくその辺を知ることが大事で、その対価を払ってくれるものに関して、知財権を取得していくというふうにししないと日本の知財は機能しないということです。

一般に、技術者・研究者が開発した優位な技術に関して特許出願がなされます。これは特許出願の基本であり、これ自体は何も悪くないのですが、他人がその特許技術に興味なければ、得られた知財権は機能せず役に立たない。仮に自社で自己実施したとしても、第三者がその技術に興味がないのであれば、その特許による保護というのはなく、特許がなくても事業への影響はありません。これは、競争が激しい分野や成熟分野においても、他社特許網を回避した狭い改良技術においても起こり得ることです。また、外国市場を意識した技術開発において、外国において価値が受け入れられない技術や、要望される価値とピントが外れたところを特許出願しても、同様に得られた知財権は機能しないということになります。

日本では多数の特許出願がなされ、それらを基礎にして外国特許出願がなされていま

す。それが本当に企業競争力を高めることができるかどうかは、他人がその特許を使いたいか否かによるもので、他人が欲しがらない特許は自己実施してもほとんど事業に貢献しない。そういう原点に立ち戻ってやっていくことが非常に重要です。弁理士制度、あるいは知財人材育成も、そこに結びついていくことが重要と考えます。

2 ページ目には、知財活動の登場人物を挙げてみました。弁理士は今、トータル約 1 万人で、そのうちの 2,000 人の企業内で知財業務を行っています。弁理士制度はこういう全体を考えていく必要があります。

それから、知財というのは一部の人ではなくて、場合によっては会社トップを含め多くの部署の人間が知財に関与する時代になってきています。その中で弁理士がどうあるべきか、そういう視点が必要と思っております、企業の知財部の弁理士も相当な関与をしているわけで、そこも踏まえた制度が必要なのだろうと思っております。

そういう中で弁理士への期待として、まず必要なのが知財制度に関する高度かつ広範な知識ですが、これが現状において十分なのかと感じております。

そして 2 番目に挙げた明細書作成のエキスパート、これはかなりニーズが高いところ です。

そして、水面下の争いも含めた様々な知財係争に関しても、過去に経験のない会社が多いわけですから、そういった経験のない会社に対して適切にアドバイスしてくれるエキスパートです。弁理士の中でも実際の経験を持って語れる方というのは非常に少ないということです。一部の弁理士の方に偏っています。

さて、法律に関する高度かつ広範な知識は、弁理士にとって当たり前のことのようにですが、実は実務をやっていくと、特に最近合格された方達には不十分なところが見られます。それから、法的思考、リーガルマインド、具体的には法律事項の抽出と理論構成などです。これは技術者とか企業の知財部員は不得手としている部分です。どうしても技術者の考えというのは法律的でない。ここをうまく導いてくれ、適切なアドバイス、ソリューションを提供して頂く、これは大いに期待するところです。こういったところは試験制度などでも改善が期待できると思っております。

次は、特許明細書作成のエキスパートです。使う場面を知って機能する武器（明細書）を作る。実際の戦いのほか、いろいろな場面で特許明細書の重要性を感じます。どんなに優れた軍師がいて、参謀がいて優れた戦略を立てても、いざ刀を抜こうとしたときに、それが錆びていては機能しない。刀に当たる部分が明細書だろうと思いますが、これは

単に特許要件とかそういうものではなくて、使う場面にふさわし内容であることが重要
です。こういう意味でも広い視野、グローバルな視野で考えて明細書を作りこむことが
必要でしょうし、そういう視野を持つ弁理士の方を期待しています。

矢印の下に書いていますが、足腰鍛えた知財力、法律知識と実務経験。そして事業セ
ンス。これも弁理士の方に期待したいところです。そして技術力、コミュニケーション
能力、文章の力、表現力、こういった地力をますます高めていくことが必要なのだらう
と思っています。

次のページは、グローバル知財マネジメントに力を発揮です。知財を使うメインステ
ージは諸外国に移っています。足腰鍛えた知財力に関しては、単に日本知財の実務的な
力だけではなくて、外国の知財制度の知識と実務経験も相当重要になってきます。グロ
ーバル知財環境に対する知識と理解、現地代理人との太いパイプ、コミュニケーション
能力、外国語能力等が求められます。

これはほんの一例でしかないのですが、外国での係争、審判では口頭審理で実質的な
攻防が展開され、口頭審理で勝る者が勝者となるように見えることもしばしばあります。
そのような場面において外国弁理士はプレゼンテーションが非常に素晴らしい。

日本の場合は、口頭審理においてはほとんど実質的な攻防がないので、この能力は必
要ないのかもしれませんが。他方、米国、欧州だけでなく韓国や中国においても、口頭審
理などの場面では、考慮の時間は極めて短時間ですが、瞬時に適切な攻撃防御を口頭で
行い、あるいは依頼人に対して適切な相談とアドバイスをその場で行うことができる優
秀な弁理士、特許弁護士が少なくありません。頼もしいと思えます。

日本の弁理士は、日本の係争、審判は書面で勝負が決まるから、そのような能力は必
要ないのでしょうかグローバル知財、ハーモナイゼーションが進行中のこの時代に本当
にそれでよいのでしょうか。 外国の弁理士達と同じような素養も考えるべきではない
でしょうか。グローバル市場で事業を展開する日本企業のために、このような外国での
知財環境を理解しうまく外国代理人との橋渡しができる日本弁理士が必要ではないでし
ょうか。グローバルな知財戦略の中で、日本弁理士が蚊帳の外になってしまうかもしれ
ません。

最後のページの「弁理士への道」ですが、私は、基本的には多様なキャリアパスがあ
るほうがいいと思っています。グローバル知財の場面で活躍するためには、足腰鍛えた
本物の知財力、単なる知識ではなくて、実務経験の上に立った知財力のような様々な素

養が必要です。キャリアパスの一例として、大学を卒業後、企業とか公的機関で研究職を経験して、その間にたくさんの特許を読んだり明細書作成を経験する。理想的には海外経験を積んでいただいて、その中で知財に軸足を置いた仕事をしたいと思う人は弁理士になっていけばいい。

最初から弁理士になるというのがありますが、私は、必ずしも若い弁理士が必要とは思っていません。弁理士というのは総合的な資質が必要ですし、特にアジア新興国やその他の外国に出ていこうというときに、機能していく知財人材ということになれば、必ずしも大学を出てすぐに弁理士になる必要はないと思っています。向き不向きがはっきりする仕事でもあります。いろいろな場面でさまざまな立場の人が知財に関わる時代で、最初に言いましたように弁理士だけが知財をやるわけではありません。

そういった中で弁理士としての知財活動は何なのか、これからの時代の弁理士はどうあるべきかということのを改めて考え直した上で、制度なり仕組みを作っていくことが必要と考えております。以上です。

○井上委員 ありがとうございました。

それでは、続きまして櫻井委員から御説明をお願いいたします。

○櫻井委員 「弁理士制度に関する中小企業の意見」ということで、中小企業といえますと、数百万社がございまして、その中のほんの一部かもしれませんが、参考としてお聞きください。この資料につきましては、知的財産総合センターの御協力を得て作成いたしました。

会社の概要を御説明いたします。東京ブラインド工業株式会社は、1949年8月に操業しまして、64年となります。資本金は3,000万。本社は港区白金。工場は福島県石川郡浅川町。社員は25名。売上高は約3億弱です。営業品目としては、各種のブラインド、オフィス用・病院用のつい立てとか間仕切りを作っております。所属団体としては東京商工会議所港支部、日本ブラインド工業会。私たちの会社の取組といたしましては、知的財産としては、特許、出願中が4件、登録2件。意匠、登録中1件。海外意匠、登録3件。商標、登録25件。海外商標、登録2件。以上となっております。

製品的には、3ページ目ですが、このようなアルミのブラインド、縦型ブラインド、ロールスクリーン、木製ブラインド、デコレーションブラインド、4ページになりまして、吸音するブラインド、あとは特殊な天井用のブラインド。間仕切りといたしまして、アコーディオンドア、アコーディオンスクリーン、病院用のスクリーンを作っております。

す。

中小企業の背景と概要といたしまして、日本の中小企業は、約420万企業のうち99.7%を占めております。従業者数・付加価値額（製造業）においても、それぞれ7割弱、5割以上を占める状況でございます。この中で、表の右下ですが、特許出願件数としては約34.3万件、そのうちの10%ぐらいが中小企業ということで、大企業が90%ということですが、中小企業もこのぐらいの数の特許を出願しているというベースのもとに、次の6ページ目のことを挙げさせていただきます。

例といたしまして、知的財産の有効利用が必要と思われる中小企業、特に製造業メーカーの現状としてこちらに挙げさせていただいています。同上の中小企業の経営者が日常行っていることにつきまして、1番、資金繰り（銀行との交渉、調達余力の確認など）と支払い。2番、毎月の売上管理と売掛金の回収。3番、仕入れ業者との交渉と部品・部材の発注及び在庫管理。4番、工場管理と生産計画。この1から4番までが今は一番重要事項で、知的財産というのはかなり下になってしまっているのが現状でございます。

5番、経営計画の策定（ビジョン・戦略・計画）。6番、設備投資計画の策定。7番、売上高を維持するためのマーケティングと新規顧客開拓。8番、人事と考課。9番、新製品の開発。10番、知的財産権（特許・意匠・商標）の創出と申請。11番、イノベーションの実現に向けた業界や商工会議所・大学との連携など、多方面にわたっているのが現状でございます。

その中で、7ページ目、問題点といたしまして、多くの中小企業経営者は、幅広い分野において会社経営に注力するために、知的財産についての認識や知識が乏しい。また、ビジネスに知的財産を戦略的に生かすのが難しいという状況になっております。

8ページ目となります。事例①といたしまして、経験則からの推察ですが、今までに接した中小企業経営者のうち、約10%から20%程度が知的財産についての取組があるか、認識があると感じております。言い換えれば、80%から90%の中小企業経営者には知的財産についての認識がないと、私は思っております。

それに対する対応として、そのような中小企業に対しては、弁理士さんには、中小企業であるがゆえの多方面に経営している現状を認識していただいた上で、限られた予算の中から知的財産を生かすマネジメントの支援を望みます。特に、当社では、知的財産はほとんど使っており、売る商品に対してしか申請をしていませんし、使わないとなったときには、それは維持しないでやめてしまうということが実際はあります。意外と予

算的には厳しいということです。

次のページにまいりまして、事例の2番として、多くの中小企業経営者は、知的財産についてどのように取り組んだらよいか分からないことが多いと思います。弁理士から公開された情報（弁理士ナビ）からは、弁理士の技術分野が分かりにくい。どのような弁理士を選択するかということすら分からないという現状があります。

対応といたしまして、中小企業から見ると弁理士の専門技術分野の情報は重要となりますから、弁理士の専門技術情報として、例えば「大学等における履修専門科目」、特許庁保有取扱分野情報だけでなく、「公表技術分野年間出願処理件数（業務実績）」といった事項も登録義務化が必要と考えます。また、中小企業に対するコンサルタント経験や実績も公開していただくと非常にありがたいと思います。

10 ページにまいります。事例③といたしまして、中小企業の中には、国内外で特許関係料金の減免制度があることを知らない企業が多いと思います。一方で、弁理士の方の中にも、減免制度及び手続を知らなかったために利用できないことがありました。

その対応として、弁理士には、中小企業に対して特許・意匠・商標などの申請代理を行うときは、必ず減免制度の情報を一番先に説明する義務があるようにしていただければありがたいと思います。

事例④です。11 ページです。例えば、商標出願において、日本の指定商品概念と中国の指定商品概念の違いを理解していない弁理士が見受けられます。例えば、第18類、かばん類の中国商標においての指定商品は、通学用かばん、リュックサック、ハンドバッグなどと指定して申請しなければ拒絶されてしまうことがあります。

その対応として、今後、さらにグローバル化していく日本産業界に対応した弁理士の研修制度などを望みます。

12 ページになります。事例5番といたしまして、多くの中小企業経営者は、知的財産の出願から満了までの料金を知らないことが多いのが現状です。例えば特許における出願料、審査請求料、登録料など特許庁料金と弁理士料金とのトータルコストについては説明を避けたがる傾向が多く見受けられ、トラブルになることがあります。

その対応といたしまして、事前に、特許の場合だと出願・審査・登録など、かかるトータルコストについては、最初に明確な説明をする仕組みがあるとありがたいと思います。

最後になりますが、更なる期待といたしまして、13 ページです。中小企業の中にもグ

ローバル化を目指している企業もあり、より海外に対応した弁理士が必要と考えます。私見ではありますが、弁理士の中から、別の試験制度をつくっていき、アメリカ・EU・中国の知的財産実務の知識と、海外の知的財産侵害の判例や事例を織り込んだ選抜試験などにより、日本独自の国際弁理士の資格を認定し、より中小企業経営者に分かりやすくし、かつ、TPPを含めた国際制度の議論が進む中で、弁理士にグローバル化対応能力のアップを切望することといたします。

こちらは、大企業はもちろんグローバル化していくと思いますが、今、海外に進出する中小企業もごさいます。その中で、どちらかというところ中小企業は、海外の、特に中国や韓国の、ある意味でコピーの餌食になっているところがあると思いますので、そういう部分をもう少し固めて、将来的に強い日本の産業力を目指していただきたいと思います。ありがとうございました。

○井上委員 ありがとうございました。

ただいまお二人の委員から、産業界から弁理士に対する要望、ニーズをお話しいただきました。これを踏まえて早速議論に移りたいと思います。御自由に御意見を願います。

いかがでございましょうか。それでは高倉委員、願います。

○高倉委員 では、最初に口火を切らせていただきます。

それぞれからユーザーの立場として御意見、御提言をいただきまして、ありがとうございました。知財協からのプレゼンテーションの3ページ目にもありますように、四つの弁理士への期待というのは全くそのとおりだと思います。特に近年は、3番目の知財係争に関するエキスパートとしての役割、それからグローバルマネジメントに対応する企業の知財管理、それを支える専門家という観点での期待、こういった期待に弁理士は応えていって、要はサービスによる競争で頑張っていって欲しいというメッセージではないかと受けとめました。資料の3ページ目にある3番目の期待、4番目の期待についてコメントしたところだったのですが、こういった期待が大きいというところを十分弁理士の側も認識して、自己研鑽等に努めていかなければいけないと思っています。

具体的に、こういった期待に応えたサービスを実施する弁理士を育成するために、法律改正しなければいけないことと、そうでなくて現行の枠内で、弁理士会における研修制度の充実や試験制度の運用の見直しによってできること等もあると思いますので、さらに今後、ニーズを細かく分析した上で、具体的に何をしなければいけないか、今すぐ

取りかかれるところや、法律改正しなければいけない試験の区分の問題等は、区別して今後議論を深めていく必要があるだろうと思いました。

それから、中小企業を代表して櫻井委員から、非常に具体的なお話をいただきました。400万あるうち、99%が中小企業ということでありました。言うまでもなく、知財制度や弁理士制度の目的はイノベーションの創出というところであって、特にベンチャー企業の立ち上げが望まれるところですが、なかなか日本ではうまくいっていない。しかし日本には中小企業という非常に強いインフラがあって、数も多い。それであるがゆえに、中小企業の知財マネジメント支援が、今後、イノベーションの観点からますます重要になっていくという認識、これはみんな共通に持っていると思います。

ところが、中小企業にもいろいろなタイプがあって、大企業の特注品を作るようなところ、こういったところは必ずしも特許がなくても利益を上げられるし、かえって特許が取りにくいというものもあろうかと思います。他方、マスプロダクトを作る中小企業においては知財が必要であって、特に国際展開する場合には、ますます重要になっていくわけで、こういう中で中小企業における特許活動がやや低調というところは、やはり気になるところで、国全体として支援を進めていく必要があるだろうなど、改めて強く思いました。

中小企業の特許への取り組みが低い理由が、経営者が非常に忙しいとか、認識が低いということであれば、特に認識が低いということであれば、特許庁や、INPITや、弁理士会など、公的機関が中小企業の経営者に対する認識の向上といいますか、研修を高めていかなければいけないし、逆に認識はしているのだけれども忙しくて手が回らないとか、そういうスタッフを増やす余裕がないということであれば、是非弁理士を社外にいる自分の知財部員、いわば顧問弁理士として活用することで、中小企業の経営者の方々は弁理士の活用の多様化を図っていただきたいと思っております。

この点に関連して、弁理士、特許事務所の方々の本音としては、大企業の仕事のほう数が多くて、知財部の方たちが実務に習熟しているので付き合いやすいので、経済効率からどうしても大企業のほうに大手の特許事務所は向いてしまうということによく聞かれますが、ここのミスマッチ、つまり中小企業から見て値段が高い、敷居が高い、あるいは価格の仕組みがどうなっているか分からないという点についての、中小企業が持っているイメージと特許事務所の対応のミスマッチをどう今後解消していくかということが非常に大きな課題になっていると思いますので、具体的にどうするかということ

については今後詰めていく必要があると思いますが、一つは料金の支払いの仕組みの明確化、透明化を高めること、それから、中小企業は大企業と違っていろいろ資金繰りに苦労していると思いますので、お金を支払うタイミングや、お金の払い方の多様化を考え、中小企業の資金面におけるニーズに応じていく。それと同時に、それを請け負う弁理士、特許事務所から見ても、中長期的に安心して仕事を引き受けられる仕組みを改善していく必要があると思いました。以上です。

○井上委員 ありがとうございます。

それでは野坂委員、お願いいたします。

○野坂委員 ユーザー側からの説明、大変参考になりました。その上で、それぞれに質問をしたいと思います。

まず日本知的財産協会の河野委員に対してですが、最後のページに多様なキャリアパスが望ましいという御指摘がありました。確かにそのとおりと思いますが、一方で、例えば弁理士試験に合格された方が、その段階で全て総合的な資質を持つというのは、なかなか難しいのではないかと。現実問題として、合格された方をいかに教育し、一人前にしていくかということが当然必要だと思います。

また、河野委員から、必ずしも若い弁理士にこだわらないという趣旨の御発言がありましたけれども、確かにそれもそのとおりですが、一方で日本の今後のことを考えると、できるだけ若い弁理士に活躍の機会を設けて日本を牽引していただきたいという気持ちも、私は持っております。したがって、この点については、ワンパターンな方ばかりというのは弁理士全体のパワーを考える意味で単一的になりがちですから、これはバランスが非常に難しい。若い人も必要だけれども、中堅どころの即戦力的な弁理士さんも必要だし、バランスをどう考えていらっしゃるのか。若い弁理士さんが要らないということではないと理解しておりますが、もう少し詳しく説明していただければと思います。

一方、櫻井委員ですが、これも最後に、国際弁理士資格の認定という発言がありました。発想としては分からないわけではないのですが、これだと弁理士制度が2段階というか、国際版弁理士と国内版弁理士ができるようなイメージですが、果たしてこういう制度が機能するのか。やはり今の弁理士のできるだけ多くの方がグローバルなセンスを持って対応できるようにするほうが、より現実的ではないかと思うのですが、この点についてもう少し詳しく、どういう趣旨で、本当に可能なのかどうか、お話をいただければ

ばと思います。以上です。

○井上委員 ありがとうございました。

それでは、河野委員、弁理士のキャリアパスの在り方に関してもう少し詳しくお話し
いただきたいと思います。

○河野委員 最初に言いましたように、知財というのはいろいろな登場人物がいます。す
なわち弁理士だけが知財をやるわけではありません。そのため、若い頃（例えば20代）
に、どうしても弁理士にならなければならないとは思っていません。

若い人達に知財で活躍してもらって日本を牽引してもらうことは、大事なことです。
例えば、研究者・技術者として技術開発し、その発明について自ら特許明細書を書いた
り、あるいは知的財産部や弁理士の方々と一緒になって知財戦略に参画し遂行すること
もできますし、これは立派な知財活動です。そういう意味で、別に弁理士資格を持って
いなくても若い人達は様々な知財活動を経験することができます。知財というのはみな
なでやるもので、弁理士だけに偏った仕事ではありません。企業内の弁理士はいろんな
経験をさせてもらえますが、大学卒業後、すぐに特許事務所で仕事を始めると、様々な
必要な経験を積むことが現実には難しいことのようなので、あのようなキャリアパスを
考えました。

そして、先ほど弁理士への4つの期待を申し上げましたけれども、どのような時代が
こようが、ドメスティックな企業であろうが、グローバルな企業であろうが、1（特許
制度に関する高度かつ広範な知識）と2（特許明細書作成のエキスパート）は絶対に必
要です。グローバルな時代になっても、日本語を話す日本人が日本語でパリ条約の最先
の特許明細書を作り、これが外国にも出願されていくのですから、1、2はどの時代にも
必要です。一方で、前回事務局から御紹介がありました知的財産政策ビジョンあるいは
知財推進計画2013にもあるとおり、企業がグローバルに事業活動を展開するときに、
より一層弁理士が活躍するためには、グローバル知財マネジメントへの貢献が不可欠で、
やはりこういうキャリアパスが必要ではないかと考えたわけです。

海外における日本企業の知財権に基づくエンフォースメントなどの支援体制の強化、
グローバル競争時代における企業の事業活動に資する弁理士をはじめとした専門家の育
成・確保を図ることが知財政策ビジョンで謳われていることについて前回お話がありま
したけれども、日本の弁理士の多くの方は、知財紛争に関する経験が無く実務的な知識
がないというのが現状です。この点、あるべき姿と現実に乖離があると前回の審議会で

も申しました。知財紛争への関与は一部の弁理士に偏っており、多数の弁理士の方々はエンフォースメントを支援するための資質や素養、外国の制度やプラクティス、コミュニケーション能力などに関して求められるレベルにはありません。

例えば大手の特許事務所では、外国技術部などがあって、非弁理士の優秀な人がクライアントと外国弁理士との橋渡しをしてくれる場合があります。海外における知財は、その国の弁理士が実際の代理人になりますから、日本の橋渡しの役割は弁理士である必要はなく、このように本当に活躍してもらいたい場面で日本の弁理士が蚊帳の外になってしまうということが生じます。

比較的大企業の知的財産部では、直接外国代理人と仕事もできますが、仕事が増えてくるとアウトソーシングしたい場合があります。また、中小企業なり、そういう経験が少ない企業だと、日本語の通じる日本の弁理士に橋渡しをうまくやってもらって、外国の代理人をうまくコントロールしてもらって、価値を最大化するような知財活動にもってってもらいたい。そういう弁理士が必要だと思うのです。ニーズは非常に高いと思います。

それが弁理士に期待する3（知財係争に関するエキスパート）であり、4（グローバル知財マネジメントに力を発揮）であって、そのような弁理士は、日本の知財制度の知識、特許明細書作成以外にも様々な知識と経験を重ねる必要があります。従来型の弁理士業務にプラスアルファした仕事を委ね、今後活躍を期待する弁理士という意味では、様々なキャリアパスが必要ではないかと考えます。

例えば研修制度でいえば、座学だけではなく、リアルな、臨場感のある研修も有効であると思っています。グローバル競争の中で活躍する知財人材を育てられたらという、期待を持っています。

○井上委員 ありがとうございます。

ただ今、グローバル知財をマネジメントしていく能力を持っている人材が求められている、弁理士についてもそのような能力が必要だというお話をいただきました。櫻井委員の御説明の最後のところでも、国際弁理士資格のようなものを創設してはどうかというお話があり今のお話と重なってくるところがあるだろうと思います。櫻井委員からさらにお言葉をいただければと思います。

○櫻井委員 日本ではいろいろな意味でオリジナルな技術が世に出ております。例えば光ファイバーにしろ、青色LEDにしろ、すごい技術があるにもかかわらず、いつもビジ

ネスなどのフィールドでは、後手後手になっていると思います。その中で、世界でも国際弁理士のような制度をまだないと思うのですが、いつも後手をなつてコピーされてしまい、結局ビジネスとして遅れるというときに、せめて国際弁理士のような資格があると、すごくありがたいという期待があります。これは本当に私見ですが、例えばシンガポールみたいに小さい国でも、それなりに金融で頑張っていこうとか、日本はそういうところで甘いと思います。ただ、知財については、やっぱり日本は違うというような意味合いを含めた取組を提案させていただきました。機能しないかもしれないですけども、中小企業としての考え方からいきますと、まず一步踏み込んでやっていただきたいと思います。以上でございます。

○井上委員 ありがとうございます。

知財人材としてどういう姿が求められているかということで、弁理士として何を求められているかということと少しずれがあるような気もするのですが、他に産業界からの御意見に対して御意見や御質問はありますでしょうか。

それではお願いします。中澤様。

○中澤様（長澤委員代理） キヤノンの中澤です。

産業界からの意見の補足になるかどうか分かりませんが、少しお話しさせていただきますと、一つには、我々キヤノンの中では6,000件ぐらい日本出願してまして、そのうち3,000件ぐらい外国出願している。特許事務所は25ぐらい使っているのですが、できるだけ日本の出願の代理と、それから外国の代理、直接は代理できませんけれども、同じ弁理士さんに日本と外国両方担当してもらうという施策を打っています。これは随分前からやっているのですが、最初は同じ特許事務所でも日本を担当する人と外国を担当する人が別々なところがあったりしたのですが、できるだけ同じ担当者にやっていただいて、同じような権利を取っていただくことに努めているというのが一つです。

それから、もう一つは使える特許を取りましょうという知財協の河野委員の御意見は、まさにそのとおりなのですが、例えばキヤノンが売っているカートリッジ、トナーカートリッジとか、インクカートリッジとかは、装置とカートリッジのコンビネーションで発明の効果を発揮することが多いのですが、実際に侵害されて販売を止めたいのはカートリッジだけです。昨年、サブコンビネーションの特許クレームを特許庁のガイドラインでしっかり認めていただいたのですが、そういう特許クレームを取らなければいけないということを弁理士さんが知らないといけないわけです。

そういう知識を全ての弁理士さんが持っているかということ、そうでもない。訴訟で使うためにはどんなことが必要かというところをしっかりとつかんでいただいて、必要な特許を取っていただくことが非常に重要です。我々大企業は、こうしなければだめだと弁理士さんに言えますけれども、中小企業の人たちは、中々使える特許とはどういうものかということとは分からないと思います。中小企業に対してそのような事がはっきり言えるような弁理士さんを育てていくというのは非常に重要なのではないかと思います。

○井上委員 ありがとうございます。

産業界からの御意見を受けて議論してまいりましたが、この後、日本弁理士会からの御説明を承りたいと思います。産業界からの声に対する弁理士会サイドの御意見を伺いする時間がとれませんでした。弁理士会からの御説明の後、質疑の中でそれも織り込んでいければと考えております。

それでは、日本弁理士会会長の古谷委員からまず御説明をいただきまして、続いて副会長の小島委員から御説明をいただきます。よろしく願いいたします。

○古谷委員 御指名いただきましてありがとうございます。また、産業界から耳の痛い御指摘もありまして、若干反省しなければならないところもありますが、一部、かなり努力して取り組んでいる部分もありますので、後ほど質問等があればお答えさせていただきたいと思います。

弁理士の登録者数は、本年4月24日に1万人を突破しました。人数が増えれば価値観も多様で、弁理士資格を単にビジネスライセンスと捉え、目先の利益追求に走る者も少なくありません。弁理士のコア業務が特許・実用新案・意匠・商標の出願代理であることは紛れもない事実ですが、知的財産制度の担い手である弁理士には、グローバルネットワーク時代の企業活動を支えるため、従来の知財専門サービスに加えて、次のことを強化・拡充することが期待されています。

一つに、知財を総合的・戦略的にハンドリングすること、二つに、海外の知財システムに精通すること、三つに、中小・ベンチャー企業に対する各種支援事業の有効活用、四つに、技術者・経営者への知財マインドの醸成、五つに、現地代理人とのネットワーク形成であります。この5点をさらに磨きをかけて強化・拡充しなさいということが指摘されていると思います。

先ほどもお話がございましたが、我が国には421万社の企業がありますが、そのうち中小企業は99.7%と言われております。この中小企業の技術開発が進まなければ日本の

産業再生の活力は生まれないと考えております。ところが中小企業には、先ほども御指摘がありました、大企業のような資金も人材もありません。情報もありません。会社の中に埋もれた技術・発明であっても気づかない場合もあります。海外に技術を移転する際の知識・情報もないので、取り返しのつかない事態を招くこともあります。弁理士は、これらの企業に対するサポートを今まで以上に積極的に行い、我が国の企業、とりわけ中小企業の元気を引き出す牽引車となる自覚と責任、これを先ほど申し上げた1万人の弁理士が等しく共有するためにも、使命条項の創設というのは不可欠であると考えております。

なお、各論についてはこれから当会の小島に担当させていただきます。ありがとうございました。

○井上委員 ありがとうございました。

それでは小島委員、よろしく願いいたします。

○小島委員 私から各論的なことを説明させていただきます。20分ほどお時間をいただいているのですが、一部説明を省略して御説明することになると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが資料3の「弁理士制度の見直しについて」の4ページをお開きください。まずⅡでございますが、「弁理士・日本弁理士会の社会的使命・役割の自覚」とタイトルしてございますが、これを目標に弁理士は専権業務あるいは標榜業務における社会的役割・任務を負っているわけでございます。また、多様化・高度化するユーザーニーズに積極的に対応する責務を負っていることを己に誓って、そしてまた世に向かって宣言すべしと考えているわけでございます。

これから尽力すべき項目につきましては、4ページの下の方に項目がございますので、御一読いただければと思います。

次のページに行かせていただきます。5ページでございます。一番上に丸印がございますが、弁理士が自らの社会的役割を自覚し、自らの取組を強化・拡充することということでございますが、弁理士が国家資格として知的財産制度を担う中核的存在であり、高い社会的使命があることを、弁理士法に明記し、弁理士を含め国民の共通認識とすることが重要であると考えております。

ちなみに、弁理士法第56条第2項に「弁理士の使命及び職責にかんがみ」という立派な条文があるのですが、職責につきましては定義的な内容を定めておりますが、使命に

ついては何ら定義がされておられません。これは法的な不備ではないかと思っております。

二つ目のところですが、日本弁理士会は弁理士の取り組みを支援するための環境整備を図ること。そのためには、まず弁理士が、弁理士という知的財産の専門家集団であることを自覚し、ここに幾つか掲げているような企画で強力に前進する力を身につけたいと願っているわけでございます。

3番目に、日本弁理士会の自主的活動を活発化させるための環境整備ということでございますが、そのためには、自らの意思で支援事業などの多様な活動を迅速に実施する必要がございます、あわせて、そのよって立つよりどころを定めることが重要であると考えているわけでありませう。

したがって、弁理士法に、過去ではなく、将来に向かっての弁理士の使命条項を明記すべきであると強く我々は感じているわけでございます。弁護士法、公認会計士法、それから税理士法等には既に使命条項がございます。この使命条項は弁理士の社会的使命、役割、あるいは社会貢献、こういった原動力になることは必定であると感じている次第でございます。

次のⅢに行かせていただきます。弁理士試験制度の見直しでございます。サブタイトルに弁理士の資質向上とございますが、研修のほうにも同様のサブタイトルを設けております。我々は試験制度と研修制度をパラレルにとらえまして、2本の柱と考えているからでございます。

弁理士が提供する知財専門サービスを国民が安心して享受できる試験制度、そしてまた、企業のグローバル活動に対応する能力を考査できる試験制度の構築が必要であるということで、下のほうに短答式・論文・口述と3段階書いてございますが、短答式につきましては運用で可能でございます、既にそれを推進していただいているものと感じております。

論文と口述にも「条約」と書いてございますが、特に論文のほうで、条約を単独の試験科目としていただきたいという希望がございます。これは今回の見直しのキーワードの一つでありますグローバル活動に対応する能力を考査する必要があるからでございます。国際関係のスタートは条約であると我々は感じております。何となれば、特許出願等はパリルート、PCTルート、あるいはEPCルート、こういうものが非常に多うございまして、商標はマドプロが非常に増加しつつございます。語学力の問題は、たびたび出ますけれども、これについていくものだと考えております。海外関係をやっており

ますと現地代理人が普通の事務所であれば月に二、三カ所の代理人は来られます。そういうことで、いやが応にも会話等は勉強しなければいかんという事情があるからでございます。

それから、もう一つの目玉でございますが、免除規定の原則廃止。これは、免除制度は採用されましたのですが、若く有為な人材を確保するという目的で採用されながら、20代の受験生の割合は逆に減少しておりまして、少し不可思議な現象が生じているというところでございます。資格や試験に魅力がなくなったからではないかと感じているわけでありまして、合格者の数より質に向かうべきだということは19年当時から言われていることでもあります。したがって、免除規定は原則廃止をお願いしたいというところでございます。

7ページに行かせていただきます。7ページは円グラフ、棒グラフですが、これは一目瞭然でございますので省略させていただきます。一つ、棒グラフのほうは、約半数がこの10年間に誕生した弁理士であるというところでございます。

8ページも一目瞭然ですので、省略させていただきます。

9ページでございます。免除規定の見直しの視点ということが詳しく書いてございますが、弁理士法の11条の1号、2号、3号は合格による免除者について規定がございまして、省略しますが、見直しの視点を右側に書いてございます。短答式から免除制度があるというのは少し行き過ぎかなとか、論文の必須であるにもかかわらず2年の免除が認められる。1年でもいいではないか。それから、永久に免除とか、そのあたりは非常に疑問に思っているところでございます。

4号、6号。5号は書いてございませませんが、5号もそうで資格等による免除者というところでございます。

10ページの研修制度に行かせていただきます。先ほど申しましたように、サブタイトルで弁理士の資質向上と書いてございますが、試験制度とともに大きな柱になっているわけでございます。下のほうに(1)、(2)、特に再三言われておりますのは、国際化への対応でございます。

これは、お手元に「研修の現状」という資料がございまして、8ページをお開きいただけますでしょうか。8ページは新人弁理士の、特にブラッシュアップのための一覧表でございますが、8番から13まで、e-ラーニングではございますが、こういった研修をやっておりますということで、さらに、13ページをお開きいただけますでしょうか。

13 ページにも 2 番に、我々の業務の中核であるところの特許・実用新案が、科目数にすれば 320、延べ人数でいえば 1 万 2,386 名ということですが、外国法、9 番については、249 科目、延べ人数では 1 万 2,958 と、延べ人数では多くなっております。それほど熱心に一生懸命やっているわけでございます。

それからもう一つ、お手元に各国の弁理士団体との交流における研修ということで、各国に行ったり来たり、様々な事業をやっているわけでございます。例えば一番上の A I P L A は、今年の 4 月にも来ていただきましたが、朝から夜まで、クローズドミーティング、ランチョンミーティング、セミナー、それからレセプションと、いろいろ交際しております。その中で、今のテーマは研修ですが、セミナーは午後 3 時間から 4 時間やっているわけございまして、非常に人気のある研修でございます。

「研修の現状」の資料の 1 ページをお開きください。ここを御覧いただきますと、平成 19 年の改正法で設けられた弁理士登録前の実務修習は 144 単位、継続研修制度は 5 年間で 70 単位ということでございます。

資料 3 の 12 ページを御覧いただければと思います。読みませんけれども、12 ページの (1)、(2) が弁理士会の要望事項でございます。

それから、(3)、(4) が弁理士会の努力目標ということで、(3) は弁理士育成塾。先ほど「研修の現状」の資料をお開きいただきましたが、その中ほどに弁理士育成塾がございますが、これは今年の秋から採用されます。内容は特許明細書作成が中心になっております。これは古谷会長の非常に思い入れのあるところでございます。御質問のある方は後ほどお願いいたします。左側は新人養成研修等でございます。こちらは、今年から商標関係に名称が変更になっておりますことを申し上げます。

先ほどの (4) の O J T の問題は、弁理士育成塾と表裏の関係になっております。すなわち、育成塾で O J T をもサポートするということでございます。

次の 13 ページにまいります。業務範囲でございます。これは、重複のところもありますから升のところは省略しますが、総合的・戦略的な知財管理への対応や関与が必要であるということで、同じ弁理士に相談ができるようにユーザーの利便性を改善する必要があるのではないかと感じているところでございます。

国際化への対応につきましては、研修でお話しさせていただきましたので省略させていただきます。

(3) の中小あるいはベンチャー企業等への対応というところでございますが、これは、

知財全般について、相談から権利化、紛争解決といったものをワンストップサービスで
できることが求められているということでございます。13 ページの一番下に書いてござい
ますが、見直された標榜業務への弁理士の関与を通じて、埋もれていた知的財産侵害事
件等が表に出ることとなり、また共同訴訟代理により弁護士との協力関係が増え、結果
としてユーザーの利益にもつながる可能性が高いということを申し上げたいと思います。

14 ページにまいります。これはタブレット端末等の例で、権利や保護とどう関係する
かということを図的に示したもので、一目瞭然でありますので省略させていただきます。

15 ページでございます。先ほど申しました総論的なことに対する各論ですが、各論と
申しましても非常に簡単で、ワンストップサービスで対応できる仕組みづくりが必要で
あるということです。五つ目が特定不正競争の見直しとなっております。特定不正競争
のところは、ユーザーにとっては非常に分かりづらくなっております。特定不正競争の
定義は弁理士法でされているだけです。ちなみに、不正競争防止法全般が弁理士試
験短答式の試験科目となっておりますことを申し上げたいと思います。

16 ページにまいります。これも参考程度に特定不正競争に関する業務内容を示した
ものでございますので、省略させていただきます。

17 ページ、18 ページあたりが詳しいかと思えます。17 ページを御覧いただきますと、
特定不正競争、二重丸のところは問題ないのですが、一つ丸、バツのところは、いわゆ
る虫食い状態と我々は呼んでおりますが、そういう状態でございます。バツについては
全く概念に含まれていない、特定不正競争に含まれていないというところでござい
ます。

18 ページにまいります。18 ページは詳細にまとめてございます。不正競争法の4号～
9号ですが、「営業秘密」には、技術上の秘密しか含まれていない。これに限定されてい
るわけです。しかしながら、未発表の意匠や商標も企業の企画と密接に関係します。し
たがいまして意匠・商標も加えるべきであると考えているわけでありませぬ。

10号、11号でございますが、これは先ほど申しましたように特定不正競争に含まれて
おりません。したがって、技術的制限手段回避関連規制を加えるべきであるという
ところでございます。出願や特許も多くなされておりますので、無効審判、ライセンス
訴訟等を同時に進行することもあるだろう、また、弁護士さんとの共同関係もここで成立す
るのではないかということを感じているわけでありませぬ。

I T 社会の進展に伴って技術的制限手段回避の問題はますます増加するであろうと思
われます。弁理士は、実際に輸入差止等の代理をしておりますし、税関の専門委員、経

産省における不競法の調査員としても活動しているわけでございます。その点を強調しておきたいと思っております。

それから、13号は簡単に言いますと誤認惹起行為でございますが、商標関連に限っておりますが、特・実・意の分野も加えるべきであると考えております。

それから、14号は営業誹謗行為でございます。これに形態模倣・技術的制限手段が含まれておりませんので、加えていただきたいという、原案に書いてあるとおりでございます。

19ページにまいります。単独訴訟代理でございますが、これは、平成19年の衆参の経済産業委員会の附帯決議にございますので、一応挙げさせていただきました。

次の20ページでございます。秘匿特権の明確化。秘匿特権については詳しい先生方もおいでですが、我が国では文書の所有者に秘匿特権が及ぶことは明記されていないと申しますか、民事訴訟法第220条第4号ハに規定がございますが、不十分な規定であるということは多くの方がおっしゃっているところでございます。

米国におきましても、認める判決、認めない判決がございまして非常に不安定な状況でございますし、英連邦系、いわゆるブリティッシュ・コモンウェルス・カンTRIES、こういう国々においても非常に不安定な要素がありまして、不安定さを払拭できない状況でございます。例えばオーストラリアなどは相互主義を本年度、規定しましたけれども、日本にしっかりした規定がなければ、対等ですから、相互主義は適用されないのではないかという危機感もあるわけでございます。また、EPOにおいては、実際に苦渋をなめたという経験からEPOの規則に規定されてございます。

韓国の代表団が今年度見えたのですが、その際に、秘匿特権で何か困った事例はないですかと私が質問しましたところ、実際に例のサムソンとアップルの訴訟で困った事態はありましたとおっしゃってございましたので、喫緊の課題ではないかと思っております。

21ページにまいります。一人法人の問題です。これは、12年、19年の改正において導入が見送られた、つまり積み残しというところでございまして、かつまた19年の附帯決議でも決議されております。弁理士が一人だけの個人事務所にあつては、個人資産と事務所資産とが混在している状態というところでございまして、事務所の継続の簡易化、あるいは統廃合の容易化、信用の獲得、あるいは源泉義務解除によるキャッシュフローの改善等々の理由によりまして、この制度を採用すべきであろうと考えているわけでありま

次の 22 ページにまいります。利益相反の点でございます。弁理士法は、各弁理士が関与した事件の範囲とは無関係に、法人単位で利益相反の範囲を想定している。必要以上に広いということございまして、弁護士法と同様に、「自らこれに関与したもの」に限定すべきではないかと考えている次第でございます。

それから、23 ページの自治の問題は当会と特許庁との間の問題と考えますので、省略させていただきます。

最後になりますが、非弁行為の問題です。これは 2006 年から 2012 年までの統計が出ておりますので、一目瞭然でございますので、省略させていただきます。ただ、弁理士法第 75 条には「報酬を得て」という文言があるわけですが、この文言ゆえに実効性が非常に乏しいものとなっているわけでございます。そこで、この文言を削除するか、少なくとも(2)にございます「報酬を得る目的で」という文言に改正していただきたいという要望でございます。

非常に早口で申しましたけれども、以上でございます。

○井上委員 ありがとうございます。多岐にわたる論点について、非常に詳細に、また時間についても考慮しつつ御発言いただきまして、ありがとうございます。

それでは、今のプレゼンテーションを踏まえまして議論に移りたいと思います。御自由に御発言をお願いいたします。

それでは城山様、お願いいたします。

○城山様（市毛委員代理） 日本弁護士連合会の城山でございます。多くの論点がございましたけれども、私からは主に利益相反の点と業務範囲の点に絞ってコメントさせていただきます。

まず第 1 点、利益相反の点、今いただいた御説明で弁護士法と同じ要件に緩和するというお話がございましたので、弁護士会の取組について御説明をしたいと思います。

前回、資料の御説明でもありましたとおり、共同事務所が大型化していて法人も増えているということで、共同事務所あるいは複数の社員、使用人からなる法人について利益相反をどう考えていくのかということが非常に難しい問題です。これは法律事務所も特許事務所も同じだと思います。弁護士会は、弁護士法に加えて、弁護士会の自治ルールとして「弁護士職務基本規程」を設けています。そこで共同事務所における利益相反の取り扱い、あるいは弁護士法人の中の複数の社員同士の利益相反の取り扱いについて自治ルールとして定めています。

具体的な例を申しますと、例えばAさんとBさんとで共同事務所を形成している、あるいはAさんとBさんが社員となって弁護士法人を形成しているという場合に、Aさんが過去、その共同事務所あるいは法人に参加する前に何らかに関与があったために利益相反の状況にあり事件に関与できない場合、Bさんは関与してよいのかという問題があります。弁護士会のルールでは、そのような場合には、AさんとBさんとの間で同じ事務所を形成している場合は原則Bさんも排除される、ただし、職務の公正を担保することができる認めると認めることのできる相当な理由がある場合には関与してよい、としております。

これは具体的にはどういうことを想定しているかということ、いわゆるファイアウォールやチャイニーズウォールと言われるもので、AさんとBさんの間できちんと情報を遮断する態勢がとられているかどうかということ、これをメルクマールとして判断することとされています。

弁理士法での利益相反の規定ですが、そもそも共同事務所についての利益相反の取り扱いについては、私の理解する限り明確な規定がないと思います。また、特許業務法人の複数社員間についても同様だと思います。このようなときに、弁護士会は自治ルールを定めて、それに反する者に対しては懲戒等の手続できちんとエンフォースメントしていくということをやっているわけですが、そうした施策がとられないまま、ただ利益相反の規定を緩和する方向だけの改正がなされることについては、少し懸念を覚えるところがあります。

私どもが弁護士業務をしていく中でも、依頼者の皆様と利益相反の点について相談させていただくことはよくありまして、肌感覚としては、依頼者の皆さんの要求している利益相反防止の水準は、以前より高くなってきている方向にあると思います。その中で緩和するだけの改正をするというのは、逆行しているのではないかという気がいたします。

続いて業務範囲の点についてコメントさせていただきます。業務範囲に関しては、日本弁護士連合会で以前、意見書を出しておりますので、その抜粋を配っていただいております。これは、昨年、平成24年の特許庁の産業財産権制度問題調査研究、今後の弁護士制度の在り方に関する調査研究委員会に対して日弁連として提出した意見書2通でございます。そこから今回のポイントに関連する部分のみを抜粋してお配りしているものです。今回のために新たにつくったものではございませんので、少し文言等が食い違っているところがあるかもしれませんが、御容赦ください。こちらに従ってコメントさ

せていただきたいと思います。

日本弁護士連合会の立場としては、今回、弁理士会様のプレゼンにありました業務範囲の拡大については、結論としては反対という立場をとっておりまして、現在もその立場を維持しております。

具体的にその理由を説明したいと思います。まず総論的な理由ですが、一つは、やはり、弁理士制度というものは、当事者対立構造を前提とした制度になっていない面が強いのではないかという懸念があります。これは、今お話しした利益相反の取り扱いの点でもそうですが、主となる基幹業務が特許庁に対する出願代理業務ということもあり、私人間の利害が鋭く対立する場面を想定した職業倫理あるいは懲戒制度というものが確立・機能しているかという、疑問もあるのではないかと見ております。

続きまして2ページにまいりまして、もう一つの大きな点が、依頼者ニーズがないという点でございます。依頼者ニーズについては、産業財産権問題調査研究、弁護士制度の在り方に関する調査研究の中でアンケートをとられております。過去の弁理士法改正によって実現した特に特定不正競争について、実際に弁理士に依頼した経験がある企業は、知財協メンバー及びそれ以外、中小企業を含めて、一律に非常に低い数字にとどまっております。それから、今後依頼したいかという設問についても非常に低い、10%台の数字にとどまっていたと記憶しております。恐らくこれまでの改正も、依頼者ニーズがあるという、そういう立法事実があるという前提のもとに改正されてきたと思うのですが、実態としてはそうっていない。この現実が既に明らかになっているのに、さらにそれを広げるような改正をすべきなのかどうかというところをよく御検討いただきたいと考えております。

続きまして個別具体的な業務範囲の拡大の御提案についての日弁連のコメントの説明をさせていただきます。まず一つ、知的財産権に関する相談というものを弁理士業務として位置付けたいという点でございます。恐らく、「相談業務」と聞くと、出願代理あるいは訴訟代理等のものと違ってきちとしたものでないので、気楽に受けるべきだし、受けられるのではないか、そうしたイメージを持たれてしまうことがあるかと思います。ただ、私ども弁護士の業務もそうですが、相談を受ける業務というのが一番、知識も経験も広く必要な業務だと、日々感じております。

それは、相談に来られる依頼者の方は、何が問題かというのがそもそも分かっていないからです。何が問題か分かっていてスポットで来られる、例えば出願業務に関して弁

理士の先生と相談をされる、これは当然です。ただ、知的財産に関する相談を広く弁理士が窓口として受けますということをやってしまったら本当に良いのかどうか。

ここで挙げた一例は、ある競争会社が似たような製品を作っている、何とかしたい。ただ、その会社は今経営状態が危なくて、明日にでも倒産するかもしれないし、もしかしたら別の大手の会社を買収されるかもしれないというような状況で相談に来られたというもので、そのときに、知的財産権に関する相談のみを受けることができるか、あるいはすべきかという、そうではないと思います。その場合に必要なのは、知的財産権を行使できるかということはもちろんありますが、さらに、本当に法的整理になってしまったときにどうなるのか、あるいは法的整理にならなくても勝訴判決を得た後お金がなかったらどうなるのか、それから、買収されて合併してしまったり、主要な事業だけ事業譲渡されてしまったり、もぬけの殻になってしまったときにどうなるのか、そういうような点を総合的に判断しなければなりません。さらに深い専門的なアドバイスとかが必要なときには、全てを一人でやるわけにはいきませんが、そういう振り分け的な判断が必要だと思います。そうした役割を弁理士制度というものは弁理士に期待しているのかというと、私どもはそうではないのではないかと認識しております。

続きまして特定不正競争の拡大という点についてでございます。まず特定不正競争の拡大に関しては、虫食い状態である、分かりにくいということを、これまで何度か弁理士会様のプレゼンで言われてきたところであります。ただ、これまでの経緯からいたしますと、特許権・商標権等に関わる産業財産権に非常に密接に関係する部分の不正競争については弁理士の業務範囲としたい、すべきであるという判断のもとに立法がされてきたわけです。そのために一部の不正競争行為について弁理士の業務範囲としております。一旦それが業務範囲となった後に、今度はそれがあつたことを前提として、虫食い状態になっているから分かりにくいという議論がなされているわけです。これはそもそも特定不正競争に業務範囲を広げた目的、立法事実からすると、本末転倒の議論ではないかと考えております。

特に、不正競争防止法に関わる紛争は、法律の構造自体、権利の設定とその侵害という形ではなくて、いわば民法でいう一般的な不法行為の特殊な類型という形の立法の仕方になっておりまして、実際に起こる紛争も、不正競争単独で起こるのはむしろまれであつて、民法上の不法行為やその他の知的財産権以外の法律に関する問題と一緒にあつて紛争が起こるといふのが我々の実感であります。この意見書を作成した直近1年間で、

最高裁のウェブサイトを使って抽出した結果を3ページの2段落目に挙げていますが、20件中13件はその他の問題と一緒に議論されているものであり、具体的には民法上の不法行為、それから雇用契約や取引に関する契約の違反、氏名権・肖像権侵害などと一緒に議論されております。

このようなものについて、特定不正競争を広げることで何が起こるのかということ、その他隣接分野との切り分けをどうするのかという問題が、より広がるだけではないかと懸念しております。

また、具体的な不正競争行為についての問題を例として挙げておりますが、簡単に申し上げますと、例えば秘密情報の持ち出し、意匠・商標に関する営業秘密の話がありましたが、そういうことが起きるのは大体どういうときかということ、社員が退職して競争会社を立ち上げるといような場合が考えられます。そういう場合に何が問題になるかということ、雇用契約の問題、就業規則の問題、秘密保持契約の問題、こういった問題が重要な問題になってきます。

それから、特許・実用新案・意匠に関する原産地等誤認表示ですが、これらも不正競争防止法だけではなくて、景表法（不当景品等及び不当表示防止法）、それから薬事法、JAS法といった知的財産権法以外の法律の問題が密接に絡んでくる割合が非常に高いと認識しております。以上が私どもの考えております業務範囲についての懸念でございます。

あと1点のみ、秘匿特権について付言させていただきます。秘匿特権に関しては、弁護士会からは特に賛否の意見は申し上げておりません。ただ、少し気になったのが、弁理士会様のプレゼンで、外国、特に英米法圏での民事訴訟でのディスカバリーに対する問題という御指摘がありましたけれども、秘匿特権は民事訴訟のディスカバリーだけの問題ではないということです。私の理解するところでは、英米法圏では、刑事手続、それから独禁法とか証券規制に関わる行政手続、これらの調査・捜査に対して弁護士との交信について秘匿を守れるかというところで非常に問題になっています。

この点については、まさに弁護士のほうも、日本法上、弁護士について秘匿特権が確立されているのか、されるのか、というのは非常に大きな問題でありまして、私の理解するところ、少なくとも実務上は、行政手続・刑事手続では弁護士の秘匿特権も機能していないというのが実情だろうと思います。こういう広がり大きい問題だということをお認めいただきたくて付言いたしました。

長い時間ありがとうございます。以上でございます。

○井上委員 ありがとうございます。

今、城山委員代理から詳細な御意見をちょうだいいたしましたけれども、これらの論点につきましては次回以降、是非議論を深めていきたいと考えております。もし弁護士会からこの段階で何かコメントがあるようでしたら承ります。

○小島委員 それでは、たくさんの御指摘がございましたので全てについてはお答えしづらいのですが、二、三、質問も交えながら意見させていただきたいと思えます。

利益相反のところでございますが、A、Bの二人の弁護士法人の例を挙げられまして、チャイニーズウォールを挙げられまして、何の対応もしないで採用することには懸念があるとおっしゃったわけですが、現段階ではまだ採用の方向性も見えていない段階でございますので、採用の方向になりましたら、「自治ルール」とおっしゃいましたが、そういう方向で検討したいと思っております。当然でございます。

それから、いただきました意見書のほうでございますが、まず1ページ目でございます。本来は確かにおっしゃるように出願代理、手続代理業務を主眼として構築されたものでございます。本来はそうですが、社会状況あるいは社会的要請は時の流れとともに変化してきているわけございまして、その必要性は出てきているのではないかとこのところでございます。

それから、2ページでございますが、税関の輸入手続代理、こういう点も比較的多い案件があると聞いております。

それから、特定侵害訴訟代理、これまでの改正の手応えといえますか、ニーズが少ないのではないかとこの御指摘に対する回答でございますが、事務を含めた周辺も相談は非常に多うございます。訴訟の案件とすることは、ユーザーにとって好ましいことではございませんので、あまりお勧めしない方向でありますけれども、訴訟となりました場合には弁護士さんと共同代理して進行している状態でありますということを一言申し上げたいと思えます。

それから、2ページの「前記アンケート結果では、……」とありますところはニーズと実際の量とは相違するのではないかとこの個人的な見解を持っております。

それから、相談のところでございますが、「総合的な判断」というところで挙げられた例は、失礼とは存じますけれども、特異な例ではないかという感じがいたしました。我々がお願いしておりますのは知的財産に限った相談ということで、当然に、それ以外であ

れば弁護士さんとの共同歩調と申しますか、共同で対処したいと常々思っているわけ
でございますので、そういう方向で、その範囲外になった場合にはお出ましいた
だくという
ことになろうかと思えます。

質問でございますが、4ページの②のところでございます。不正競争防止法の10号、
11号に関するところ。この「……に関わる者の主観面（故意・過失）などが争わ
れる局面が多くなると考えられる。」とあります。主観的な要件を挙げておられるわけ
です。これは具体的には、私、勉強不足で理解できないのですが、差し止め請求権を意識
しておっしゃっているのでしょうか。そこをお聞かせいただければと思えます。

○井上委員 ありがとうございます。

今の論点、非常に重たい論点でございます。本日これから議論していても詰め切
らないところだと思います。城山委員代理から今の質問に対して何かコメントがあれば
いただいて、あとは次回以降、きっちり議論する場を設けるということで対応させてい
ただきたいと考えております。

○城山様（市毛委員代理） 格別に差し止め請求権について論じたわけではございませ
ん
で、故意・過失が問題となる場合が非常に多いと思われましてということ述べたもので
す。故意・過失の立証をどうやっていくかというのは、これは本当に、通常の民事訴訟
における立証をどうするかという問題です。紙1枚、本に出ている公知と言え
るという問題とは違うと考えています。様々な状況証拠、それから証人尋問等によっ
て間接事
実を積み重ねていって主観的事実を立証しなければならない、こういう技術が必要であ
るということ述べたところでございます。

○小島委員 よろしいでしょうか。

○井上委員 どうぞ。

○小島委員 これは、主観的が要件ですから、今おっしゃいましたように、損害賠償請
求
権の要件です。そのため、訴訟の問題ですから、差し止め請求権と損害賠償請求権が対
象になっております。したがって、もし債権的な請求権であるところの損害賠償請
求
権を問題にされているのであれば、片手落ちであると理解いたします。

ましてや、10号、11号についての不正競争行為に、故意・過失は要件となっていない
わけ
です。そのところを御指摘申し上げたいと思えます。以上でございます。

○井上委員 ありがとうございます。

それでは、この論点につきましては今ここで細かく入っていてもなかなかまとまら

ないところだと思いますので、この点について十分に議論する時間を次回以降に事務局にとっていただくようお願いいたします。

それで、もう 15 分程度しかございませんけれども、前半のユーザー側のプレゼンも含めまして、様々な御意見があると思いますので、御発言いただきたいと思います。

南委員、お願いいたします。

○南委員 それでは、前半のユーザー、出願人、依頼者の立場ということで河野委員、櫻井委員から非常に興味深くお話を伺いました。また、弁理士会からもプレゼンを聞かせていただきまして、両者のプレゼンを聞いての印象なのですが、正直なところ、違和感というか、不思議な感じを抱きまして、なぜかという、当然ながら弁理士というのは依頼者の依頼を受けて仕事をするわけですが、依頼者側のプレゼンと弁理士会側のプレゼンが若干、ベクトルが違ふとまでは言いませんが、齟齬があるような感じがしました。

強いて関連しているところといえば——強いてと言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、研修制度と試験制度なのだと思います。特にユーザー側の皆さんは弁理士の資質向上について非常に強い要望がある。特にこれから国際競争が厳しくなる中で、グローバルに対応できる弁理士、資質向上というのは非常に強い御意見があるように感じました。

この資質向上について、例えば河野委員がリアルな研修が必要だとおっしゃいましたが、まさに今多く弁理士会で行われている研修は座学が中心、あるいは e-ラーニングが中心で、なかなかリアルな研修になっていない。

これについて弁理士会で OJT に力を入れられているということで、これは非常に良いことだと思います。OJT に勝る研修はないと思っています。なので、ここに是非力を入れていただきたいと思うのですが、前回も出ましたが、弁理士の皆さんは一人事務所の割合が非常に多いわけです。一人事務所の問題というのは、当然ながら一人しか代理をしていないわけですから、経験値が少なくなります。いろいろな局面に接する場合も当然少ないですから、圧倒的に OJT の機会が少ないわけです。多分これが資質の問題に結びついているのではないかと思います。

それから、弁理士会でそういった面で OJT に力を入れられるということなのですが、一人事務所の場合、そもそも OJT に参加できません。弁理士そのものが企業にインターンで行ったり、特許事務所にインターンというのはほとんどできないわけですから、そこには構造的な問題があるので、まさにこの点の資質向上について、具体的な案はま

だ浮かびませんが、弁理士会が音頭をとって何らかの組織化をするといいますか、そういった人々の資質向上をどうしたらいいかということを考えることが、これから日本の弁理士が産業界を支援する上で喫緊の課題ではないかと思いました。以上です。

○井上委員 ありがとうございます。

他に御意見はございますでしょうか。それでは飯田委員、お願いいたします。

○飯田委員 東京医科歯科大学の飯田でございます。私からは、大学の中で研究成果を権利化して活用するという観点から、研修制度についてコメントをさせていただきます。

大学から出てくる知的財産権というものは、大学で自己実施することができないので、大企業、中小企業で活用していただいたり、共同出願をしたりすることが一般的なのですが、例えば大企業と組む場合に、大学の知財に何と言われるかということ、出願しないで欲しかったと、それは弱い知財であるから使えないという意味なのですが、それは決して大学の中の人が出願をしているわけではなくて、きちんと弁理士の先生に頼んでやっているにもかかわらずそういうことを言われてしまうのです。

多分それは、産業構造などを理解しないで出願されているからだと思うので、研修制度の中で、こういった産業において使うのか想像力が働くような形の研修であるとか、例えばOJTをやるにしても、弁理士の事務所の中だけではなくて、例えば企業の知的財産部門で実施するなど、そういった工夫が必要ではないかと思います。知財協の河野委員から「使う場面を知って機能する明細書」という言葉がありましたけれど、本当にそういうことができるような研修制度にできたらと思います。

もう1点、中小企業と組む場合も、先ほど知財マネジメントの支援が必要だということがありましたが、大学と中小が組むときは、本当に初心者同士で組むような形で、なかなかいい特許が作れないのが現状です。そこも、先ほど弁理士会から使命条項に知的財産マネジメントを入れるという話もありましたが、使命条項に加えるとか、この部分も研修制度でフォローしていく必要があるのではということコメントとして申し上げたいと思います。以上です。

○井上委員 ありがとうございます。

他に御意見はございますでしょうか。それでは八木委員、お願いいたします。

○八木委員 今の御発言と関連すると思うのですが、例えば弁理士さんが明細書を作っているわけですが、訴訟に弱い明細書と、訴訟に強い明細書があり、もとの発明はすごくよくても、明細書の書き方によって訴訟に弱くなってしまうたり、強かったりというこ

とがあり得ます。

それは、例えばその業界での一般的な構造や訴訟制度をにらんだ明細書の書き方とか、いろいろな視点が入ってきて初めて強い特許になるのだらうと思います。今、弁理士さんに頼んでも使えない特許になってしまうというお話がありました。この点は、訴訟の場面でもいえる面もありまして、特に中小企業、素人の方々が弁理士さんをお願いしたような場合に、本当はいい発明なのかもしれませんが、明細書の書き方が適切ではないようなものもたまに見ることがあります。本当に、中小企業の方や素人の発明者の方は、何をどういう観点で特許として権利化すればいいのかが分からないまま、弁理士さんに頼んでいるのだと思います。こうした方々に対し、弁理士さんがアドバイスできるかどうかというのは、強い特許にするという意味でも大きな意味を持ってくるのだらうと思いますので、多角的な研修が期待されると思います。

○井上委員 ありがとうございます。弁理士の資質向上に関していろいろ御意見を賜りました。

他に何か、あと5分ほどございますが、これを発言しておきたいということがございましたらお願いいたします。今後の小委員会で議論すべき論点をできるだけ洗い出しておくというのが本日の小委員会の目的ですので、何かありましたら。

それでは高倉委員、お願いいたします。

○高倉委員 2回目の発言で恐縮ですが、今後議論してもらいたいという観点での発言なのですが、弁理士会からのお話にもありましたワンストップサービスに関してですが、私も、中小企業の多様なニーズ、あるいは大学から生まれる発明の保護の多様なニーズに応えるためには、総合病院のような知的財産総合サービスというのがこれから求められると思います。

そのときに、弁理士さんが何もかも全部やるという方法も一つのアプローチかもしれませんが、同時に、税理士、中小企業診断士、行政書士のような他の士業の方たちと協力し合って、補完的な協力関係で総合支援サービスをやるということもあると思います。

その方向で進む際に、現行法でそれを禁じている部分があれば改めていったほうがいいし、禁じていないのであれば、それを積極的に支援していけばいいと思うのですが、その辺の事実関係を今後調べていただいて、様々な士業の方が互いに協力し合って中小企業や大学の多様なニーズに応えるために、できること、できないこと、それが何らかの法的制限があるのかどうか、そういう観点で調査し、議論していただけるとありがたい

いと思っております。

○井上委員 ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。それでは野坂委員、お願いいたします。

○野坂委員 先ほど櫻井委員から指摘があった弁理士ナビについて、質問というか、注文したいと思います。

1回目にも、弁理士が非常に地域的に偏在しており、地方には足りないという説明がございました。それを補う方法として、インターネットなど様々なツールを使って補えないかという議論があったと思いますが、まさに弁理士ナビで弁理士側から情報を発信していくことが大事だと思うのですが、櫻井委員の御指摘のように、どうも使い勝手が悪そうだという問題があるかと思います。これについては弁理士会を含めて、より良いユーザーが使いやすい方向にさせていただきたいと思います。

これは試験制度、あるいは研修の見直しとセットで、弁理士が発信力を高める、ユーザーフレンドリーな、ワンストップというお話も出ましたが、全てに関わるころだと思しますので、是非善処をお願いしたいと思います。

○井上委員 ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。

それでは、本来でしたらまだまだ御意見、御提案等があると存じますけれども、本日は時間の関係もございますので、このあたりで締めさせていただきたいと思います。次回以降、またいろいろ御意見をちょうだいできればと思います。

本日は議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、本日の議論を踏まえ、野間口分科会長から一言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○野間口分科会長 最初の河野委員、櫻井委員のお話を聞きまして、知的財産がまさに日本の産業の競争力の基盤になってきていると感じました。河野委員や中澤委員代理のような大企業でしたら立派な特許を出しておこうという時代から、これを経営に活かして会社の競争力を知財で確保するのだという意気込みが本日のいろいろな御意見に反映されたのだと思います。

櫻井委員のお話は、目からうろこのようでした。特に資料2の6ページ目の企業経営の全般について、経営トップは①から⑩までを含めて考えながらやっていて、どの一つが抜けても企業の持続的な競争を確保できないと思います。資料では知的財産権の申請

と創出は⑩に書いてありましたけれども、やはり技術で世界と戦う日本の企業としては重要なことだと、大変教えられた思いであります。

それに対しまして、先ほど南委員から大変厳しい御意見がありましたけれども、時代とともに、そういう動きの中で弁理士会も——弁理士さん方と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、大分変わってきており、グローバル対応な部分は努力してきたという感じを持っております。しかしながら、本日の産業界からの意見等は、まだまだ頑張っ
て欲しいということなのではないか。その頑張る仕組みを、特許庁において制度設計を皆
さんの御意見を賜りながら考える上での参考にさせていただきたいと思えます。

小島委員と城山委員代理の論争については、これはもう少し議論して欲しいと思いま
す。産業界の経験の長い私からすると、その会社にとって非常に大きな問題のときは弁
護士さんと弁理士さんが一緒になって戦ってくれる。法律全般につきましては弁護士さ
んでなければいけませんけれども、技術的な中身も含めて、企業の技術人だけでは対応
できないようなところを、弁護士、あるいは弁理士さんが連携してやってくれる。私か
ら見たら弁護士さんと弁理士さんは連携して非常に頑張ってくれる味方です。その連携
が、より良くなるような形に持っていくという見方で今回制度を見直していかなくては
なりません。

本日は井上先生の素晴らしい進行で大変いい意見が出ました。是非これを特許庁の
方々を含めて検討していただきたいと思えます。本日はありがとうございました。

○井上委員 ありがとうございました。

野間口分科会長から御指摘がありましたように、最終的には弁護士と弁理士が補完し
合う形で、知財に関わる人材をよりよく活用していけるような環境を整備する方向でま
とまることを期待しております。

それでは、最後に次回のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 どうもありがとうございました。

次回、第3回の委員会でございますが、10月23日、水曜日の15時、午後3時から開
催する予定でございます。会場は、本日、前回と違いまして、特許庁9階の庁議室で行
う予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

○井上委員 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会第2回弁理士制度小委員
会を閉会いたします。本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

した。

・閉 会

以上

<この記事に関する問い合わせ先>

特許庁総務部秘書課弁理士室

TEL : 03-3581-1101 内線 2111

FAX : 03-3592-5222

E-mail : [お問い合わせフォーム](#)